

令和4年度タブレット端末・Wi-Fiルーターの借入

入札説明書

独立行政法人都市再生機構本社の令和4年度タブレット端末・Wi-Fiルーターの借入に係る掲示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
- 3 入札及び見積心得書
- 4 競争参加資格確認申請書（様式1）
- 5 認証に関する証明書（様式2）
- 6 入札書及び封筒
- 7 内訳書（様式）
- 8 委任状
- 9 使用印鑑届
- 10 特約条項（案）
- 11 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について
- 12 提出書類一覧表
- 13 仕様書【別紙】

独立行政法人都市再生機構

1 入札等実施要領

1 掲示日

令和4年11月25日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構

総務部長 長濱 寿夫

3 調達内容

(1) 調達件名

令和4年度タブレット端末・Wi-Fi ルーターの借入

(2) 調達件名の特質等

仕様書による。

(3) 履行期間及び借入期間

仕様書による。

(4) 納入期限及び場所

仕様書による。

(5) 入札方法

イ 入札書に記載する金額は、**7 内訳書(様式)**に示した項目ごとの単価に数量を乗じた金額の総額を記載すること。**7 内訳書(様式)**記載の項目ごとの単価を契約時の単価とする。

ロ 入札書には、**7 内訳書(様式)**を添付(同封)すること。

ハ 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 質問書の提出及び回答

(1) 仕様等に対する質問は、「質問書」(任意様式)の提出による。

イ 提出期限

令和4年12月8日(木) 17時00分

ロ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。また、封筒に件名を記載し「質問書在中」と朱書すること。

ハ 提出先

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 本社 総務部会計課（用度担当：鈴木）
TEL：045-650-0191

(2) 質問書の回答は、「回答書」の閲覧をもって行う。

イ 閲覧期間 令和4年12月13日（火）から令和4年12月16日（金）まで
（閲覧時間は9時30分～17時30分。土、日、祝日を除く。）

ロ 閲覧場所 5(1)ハに同じ。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒231-8315
神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 本社 総務部会計課（契約担当）
TEL：045-650-0189

(2) 入札説明書等の交付方法

当機構ホームページからダウンロードすること。

<https://www.ur-net.go.jp/orders/honsha/order.html>

(3) 入札書等の提出期限

令和5年1月16日（月） 17時00分（郵送の場合も必着のこと。）

7 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和5年1月17日（火） 10時00分
神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構 本社 入札室
（来社の際は総合受付にお越しください。）

8 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示

してはならない。

9 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 手続きにおける交渉の有無

無

12 契約書作成の要否

要

落札者所定の「契約書」又は「契約約款」による。ただし、当該「契約書」又は「契約約款」に優先する事項として、当機構が定める 10 特約条項（案） を併せて締結することとする。

なお、落札時に予定している「契約書」又は「契約約款」については、競争参加資格確認申請書提出時に併せて提出をすること。

13 支払条件

物品費（その他役務含む）については、検収後、一括払いとする。

また、通信サービス費については、毎月払いとする。

14 その他

落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（別添様式）を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

15 問い合わせ先

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー

独立行政法人都市再生機構 本社 総務部会計課（用度担当：鈴木）

TEL：045-650-0191 Fax：045-650-0199

2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者

（<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf> を参照）

ロ 参加申込書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者

ハ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者（定義については当機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」 <https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf> を参照）

(2) 次の要件をすべて満たしている者であること。

イ 令和 3・4 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において開札時までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格を有しない場合は、競争参加資格確認申請書類提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、開札時までに認定を受ける必要がある。競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 本社 総務部会計課（契約担当）

TEL：045-650-0189 （来社の際は 5 階受付にお越しください。）

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは関係ありませんのでご注意ください。

ロ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条に規定する総務大臣の登録を受けた電気通信事業者であること。

ハ ISO/IEC27001:2013 若しくは JIS Q 27001:2014 に基づく情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けていること、又はプライバシーマーク制度の認証によりプライバシーマーク使用承諾を受けていること。

ニ 日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。

2 競争参加者に求められる義務

(1) 競争参加者は、1 (2) のイ、ロ及びハにおいて必要な書類及び **1 入札等実施要領** に記載する、契約書または契約約款の見本を、下記の申請書類等の提出期限までに提出しなければならない。

(2) 提出された証明書等は、当機構において審査を行うものとし、仕様書に照らし採用し得る

と判断した証明書等を添付した場合のみを落札対象とする。

3 参加申請書類等の提出等

- (1) 提出期間：令和4年11月25日（金）から令和4年12月16日（金）までの土曜日、日曜及び祝日を除く毎日、10時00分から17時00分まで（正午から13時の間は除く。）。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。
- (2) 提出場所：〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 本社 総務部会計課 （用度担当：鈴木）
電話 045-650-0191
- (3) 提出方法：4 競争参加資格確認申請書類及び5 認証に関する証明書に記載する様式1及び2並びにその添付書類及び、1 入札等実施要領12に記載する、契約書または契約約款の見本の提出は、提出場所へ持参又は書留郵便による郵送をすることにより行うものとする。いずれの場合においても、事前に担当者まで持参・送付の旨を連絡すること。郵送の場合は、封筒に「競争参加資格確認申請書類在中」と朱書すること。
- (4) 競争参加資格の確認通知

イ 通知日

申請書を提出した者について、本件に参加する資格を有するか確認し、令和4年12月23日（金）（予定）までに参加資格の有無を通知する。

なお、確認の結果、競争参加資格がないとされた者は、通知した日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、当機構に対して参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。当機構は、参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に書面により回答する。

ロ 通知方法

郵送または電送による。

4 その他

- (1) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (2) 当機構に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (3) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。
- (6) 競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時に於いて上記1の資格のない者は、開札の対象としない。
- (7) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について
11 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表についてのとおり。

3 入札及び見積心得書

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

- 八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

- 2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

- 2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

- 2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

4 競争参加資格確認申請書類

(様式1)

本競争に必要な「役務提供」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

☐ 申請中⇒新規又は更新

☐ 済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構本社

総務部長 長濱 寿夫 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和4年11月25日付で掲示のありました「令和4年度タブレット端末・Wi-Fiルーターの借入」に関する業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務 2 競争参加資格(2)ロに定める実績
電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定する総務大臣の登録を受けた
第一種電気通信事業者であることを証明する書類の写し
- 2 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務 2 競争参加資格(2)ハに定める
ISO/IEC27001:2013 若しくは JIS Q 27001:2014 に基づく情報セキュリティマネジメント
システム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けていること、又はプライバシーマーク制
度の認証によりプライバシーマーク使用承諾を受けていることを証明する書類の写し
(様式2)

以 上

5 認証に関する証明書

(様式2)

認証に関する証明書

- ISO/IEC27001:2013 に基づく情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証を有する場合 (参加表明書提出時に有効であること) は、以下を記入し、認証文書の写しを添付すること

認定番号	
有効期間満了日又は有効期限	

- JIS Q 27001:2014 に基づく情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証を有する場合 (参加表明書提出時に有効であること) は、以下を記入し、認証文書の写しを添付すること

認定番号	
有効期間満了日又は有効期限	

- 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の発行するプライバシーマーク制度の資格を保有する場合 (参加表明書提出時に有効であること) は、以下を記入し、証明書の写しを添付すること

会員番号	
有効期間満了日又は有効期限	

以 上

入 札 書

金 円也（総額/税抜）

ただし、令和4年度タブレット端末・Wi-Fi ルーターの借入

入札及び見積心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印 ※1

代理人氏名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構

総務部長 長濱 寿夫 殿

※1 本件責任者（部署名・氏名）：

担当者名（部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1

連絡先（電話番号） 2

（注）

- 1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- 2 電話は、事業所等の「代表番号」、「代表番号+内線」、「直通番号」等をしてください。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可とします。

入 札 書

金 円也（総額/税抜）

ただし、令和4年度タブレット端末・Wi-Fi ルーターの借入

入札及び見積心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

実印又は使用印

印※1

押印する場合は空欄

代理人氏名

印※1

独立行政法人都市再生機構
総務部長 長濱 寿夫 殿

委任状により届け出た使用印

※1 本件責任者（部署名・氏名）：

担当者名（部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1

連絡先（電話番号） 2

（注）

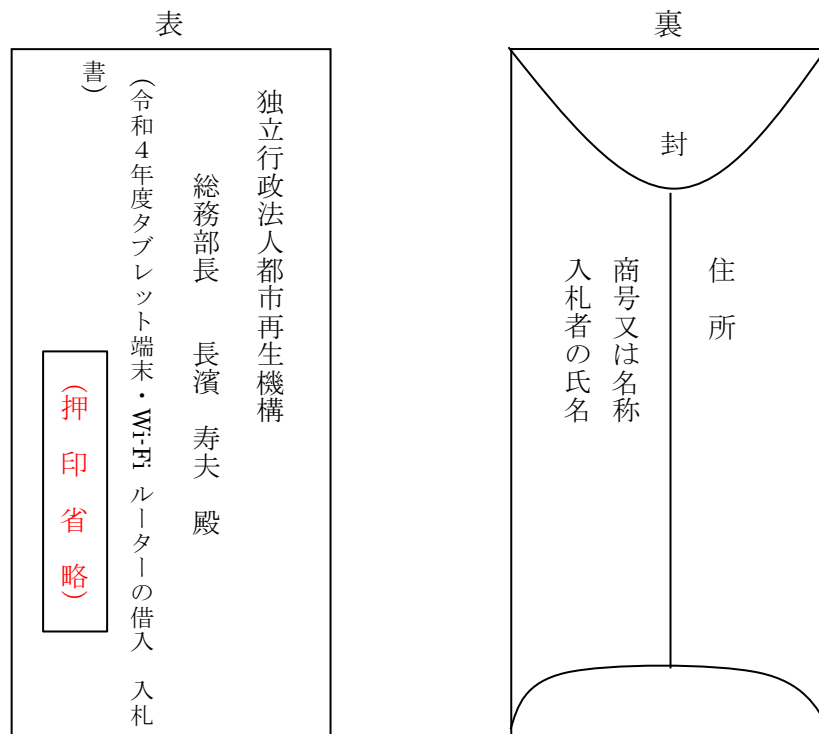
※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」、「代表番号+内線」、「直通番号」等をしてください。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可とします。

入札書封筒のイメージ



- ※ 押印を省略する入札書を提出する場合は「(押印省略)」と朱書きすること。
- ※ 「委任状」は封入しないこと。
- ※ 「使用印鑑届」(「印鑑証明書」添付)を同時に提出の際は、同封しないこと。

7 内訳書（様式）

会社名

内 訳 書				
項目	単 価 (税抜)	数量	金 額 (税抜)	備考
(1) タブレット 初期費用	円/台	448台	円	●事務手数料、 ●キッティング費用、 ●ハードケース及び画面保護フィルム装着費用、 その他の初期請求費用の総額を記載
(2) タブレット 月額費用	円/台・月 × 18ヶ月	448台	円	●端末レンタル料 ●通信料：1 端末当たり 5GB まで (データ定額 5GB 以上のプランが条件) ●WEB使用料 ●MDMツール使用料 ●ユニバーサルサービス料 ●保守サービス料 その他の月額請求費用の総額を記載 (ただし、5GB 以上の通信料等従量部分は除く)
(3) Wi-Fiルーター 初期費用	円/台	25台	円	●キッティング費用、 ●配送料 その他の初期請求費用の総額を記載
(4) Wi-Fiルーター 月額費用	円/台・月 × 18ヶ月	25台	円	●端末レンタル料 ●通信料：1 端末当たり 50GB まで その他の月額請求費用の総額を記載 (ただし、50GB 以上の通信料等従量部分は除く)
合 計 (1) + (2) + (3) + (4)			円	

(注)

※本入札にあたっては令和5年2月1日から使用を開始するものとして、契約期間内における所要金額の総額を計上すること。

※入札金額には運搬、搬入、設定等にかかる費用等一切の経費を含めること。

※本内訳書は入札額の内訳を明記したものとし、合計は入札書に記載する金額とすること。

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
※個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

委 任 状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する令和 4 年度タブレット端末・Wi-Fi ルーターの借入に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(委任者) 住 _____ 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 _____ 所
氏 名

独立行政法人都市再生機構
総務部長 長濱 寿夫 殿

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : _____

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : _____

※連絡先 (電話番号) 1 : _____

連絡先 (電話番号) 2 : _____

注 1 委任事項は、明確に記載すること。

注 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

※ 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

復代理委任狀

私は を復代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する令和
4年度タブレット端末・Wi-Fi ルーターの借入に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

復代理人 使用印鑑	
--------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名 支店長 印

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 長濱 寿夫 殿

注1 本様式は、令和3年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。

注2 委任事項は、明確に記載すること。

復代理委任状

私は を復代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する令和4年度タブレット端末・Wi-Fi ルーターの借入に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

独立行政法人都市再生機構
総務部長 長濱 寿夫 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号） 1 :

連絡先（電話番号） 2 :

注1 本様式は、令和3年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。

注2 委任事項は、明確に記載すること。

注3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

※ 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可

※個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記載例

委 任 状

私は 〇〇〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇 を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する令和 4 年度タブレット端末・Wi-Fi ルーターの借入に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

契約行為等、押印省略対象外となる手続を
含まないこと

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(委任者) 住 〇〇 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 〇〇 所
氏 名

独立行政法人都市再生機構
総務部長 長濱 寿夫 殿

揭示等又は競争入札等執行通知書に記載の
ある組織・役職及び氏名

連絡先は責任者と担当で 2 以上記載する
ことが望ましいが、1 つしか無ければ 1 つ
でも可。

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : (株)〇〇〇 〇〇部 部長 〇〇 〇〇

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : (株)〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇

※連絡先 (電話番号) 1 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先 (電話番号) 2 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

注 1 委任事項は、明確に記載すること。

注 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

※ 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

注2 委任事項は、明確に記載すること。

記載例

復代理委任状

私は 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 を復代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する令和4年度タブレット端末・Wi-Fi ルーターの借入に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

契約行為等、押印省略対象外となる手続を
含まないこと

令和 年 月 日

(委任者) 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商号又は名称 〇〇〇〇株式会社
所 属 部 署 〇〇支店
氏 名 支店長 〇〇 〇〇

(受任者) 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商号又は名称 〇〇〇〇株式会社
所 属 部 署 〇〇支店 〇〇部
氏 名 〇〇 〇〇

独立行政法人都市再生機構
総務部長 長濱 寿夫 殿

揭示等又は競争入札等執行通知書に記載の
ある組織・役職及び氏名

連絡先は責任者と担当者と2以上記載する
ことが望ましいが、1つしか無ければ1つ
でも可。

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : (株)〇〇〇 〇〇部 部長 〇〇 〇〇

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : (株)〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇

※連絡先 (電話番号) 1 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先 (電話番号) 2 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

注1 本様式は令和3年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。

注2 委任事項は、明確に記載すること。

注3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

※ 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

9 使用印鑑届

入札に係る提出書類について

1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。

（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

一 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

二 代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

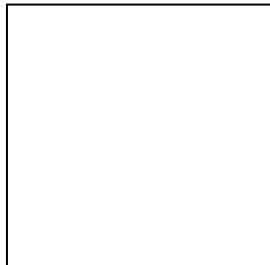
名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取り扱います。

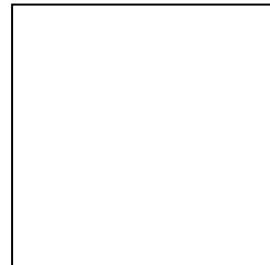
以 上

使 用 印 鑑 届

使用印



実 印



上記の印鑑について、代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 長濱 寿夫 殿

- 注 1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 2 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

10 特約条項（案）

特約条項（案）

「令和4年度タブレット端末・Wi-Fi ルーターの借入」に係る、発注者独立行政法人都市再生機構と受注者●●との間に令和5年●月●日付けで成立した契約約款（各事業者の正式名称を記載予定）（以下「本約款」という。）に関して、次のとおり特約条項を定める。この特約条項は、本約款と一体のものとし、その内容が本約款の契約条項に抵触する場合は、この特約条項が優先するものとする。

第1条 本約款の契約期間は別紙仕様書 3スケジュール（1）契約期間のとおりとする。

第2条 前条の契約期間の通信サービス利用に伴う料金については、受注者提示の料金プランのうちから発注者が決定するものとする。

2 受注者は、物品（その他役務含む。）の納入について検収後、翌月1日以降、発注者に対して書面により請求するものとし、通信サービスの利用に伴う当月の料金について、翌月1日以降、発注者に対して書面により請求するものとする。発注者は、当該請求書を受理した日から起算して当月末までにこれを受注者に支払うものとする。

3 本約款の契約期間が1か月に満たない場合及びこの契約が解除された場合における当該解除の日が月の中途である場合の当該月の料金は、暦日数で日割計算して得た額とし、日割計算により得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 本約款の期間満了時における解約手数料は発生しないものとする。

第3条 発注者は、自己の責めに帰すべき事由によりこの契約による債務の履行を遅滞したときは、その部分の契約金額相当額に対し、遅滞日数に応じ年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、自己の責めに帰すべき事由によりこの契約による債務の履行を遅滞したときは、その部分の契約金額相当額に対し、遅滞日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に支払うものとする。

第4条 本約款に関し、受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本約款の契約期間中に発注した料金の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命

令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過

した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第5条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 正当な理由なく、納期までに、又はその納期の経過後相当の期間内に債務の履行を完了する見込がないとき。

二 債務の履行を放棄し、又は正当な事由によらないでこれを中止したとき。

三 この契約による債務の履行に関し、不正の行為をしたとき。

四 契約の締結に必要な資格がないことが判明したとき。

五 正当な事由なく契約の解除を申し出たとき。

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

るとき。

へ 委任契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を委任契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 前条第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第7条 発注者は、この契約によって生じた受注者に対する金銭債権があるときは、受注者に対する支払代金と相殺することができる。

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第9条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この特約条項締結の証として、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構
総務部長 長濱 寿夫 印

受注者

印

11 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

12 提出書類一覧表

件名:令和4年度タブレット端末・Wi-Fiルーターの借入

(法人等名称)

1. 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。入札書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないかご確認下さい。
2. この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、入札書等提出時にご提出下さい。
3. 「機構使用欄」には何も記載しないで下さい。

項番	書類名称 (※使用する様式)	提出 部数	備考	提出期限	機構 使用 欄
1	競争参加資格確認申請書 (入札説明書(様式1))	1部	有効期限内で、東日本地区において「役務提供」の認定がされていることについて証明すること。また、申請中の際は、申請時の受付印が押された「受理票」の写しも合わせて提出すること。	令和4年 12月16日(金) 17時	
2	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条に規定する総務大臣の登録を受けた第一種電気通信事業者であることを証明する書類	1部	書類の写しを、様式1に添付して提出すること。		
3	認証に関する証明書 (入札説明書(様式2))	1部	認定番号・有効期間等を記載し様式1とともに提出すること。		
4	ISO/IEC27001:2013又はJIS Q 27001:2014に基づく情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証を受けていること、若しくはプライバシーマーク制度の認証によりプライバシーマーク使用許諾を受けていることを証明する書類	1部	マネジメントシステム登録証又はプライバシーマーク登録証の写しを、様式2に添付して提出すること。		
5	契約書又は契約約款	1部	落札時に締結を予定しているものを提出すること。		
6	入札書・内訳書	1部	内訳書を必ず同封すること。 入札書は、封筒に封かんの上、件名及び入札参加者の氏名を明記すること。	令和5年 1月16日(月) 17時	
7	委任状	1部	当機構本社へ(年間)委任状を提出している場合、「代理人」から「復代理人」への委任とすること。		
6・7 注意事項	6入札書及び7委任状に押印した際は、令和3年度以降に「使用印鑑届」または「年間委任状」の提出をしていない時は、「印鑑証明書」(原本:提出時点より3カ月以内)を添付のうえ、いずれかを入札書の提出(同時可)までに提出すること。				

【提出書類作成における注意事項】

- ① 入札説明書等に様式が添付されている場合は、当該様式を使用すること。添付してある様式をワープロ等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。
- ② 項番1については、競争参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出済みであり、必要な資格を有するものと認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、当該申請書を受付した際に機構が交付する受付票の写しを添付するものとする。